

上田市農業活性化施設ゆきむら夢工房〔使用許可申請書〕

令和 年 月 日

上田市長 土屋 陽一 様

申請者

住所

氏名

団体等の名称

電話

ゆきむら夢工房を使用したいので申請します。
なお、施設の使用にあたり、条例及び規則を遵守します。

使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで
使用目的	

使用区分	調理研修室	漬物加工室	菓子加工室	そば加工室	小計	
予定人員	名	名	名	名	名	
基本使用料	半日(4時間まで)	□ 3,050円	□ 3,050円	□ 3,050円	□ 3,050円	円
	1日(8時間まで)	□ 6,100円	□ 6,100円	□ 6,100円	□ 6,100円	円
	夜間(4時間まで)	□ 4,050円	□ 4,050円	□ 4,050円	□ 4,050円	円
使用区分	道場(東室)	道場(西室)	道場(東室・西室)	全館	小計	
予定人員	名	名	名	名	名	
基本使用料	半日(4時間まで)	□ 3,050円	□ 3,050円	□ 5,050円	□ 10,100円	円
	1日(8時間まで)	□ 6,100円	□ 6,100円	□ 8,100円	□ 20,300円	円
	夜間(4時間まで)	□ 4,050円	□ 4,050円	□ 6,100円	□ 12,200円	円
冷暖房使用料	□ 100円	×	時間		円	

減免の有無(有・無) 減免対象(基本・冷暖房) 減免率 (%) 減免額 _____円	円
--	---

上田市農業活性化施設ゆきむら夢工房〔使用料減免申請書〕

上記の使用料について、下記のとおり減免を申請します。

減免の理由及び減免率	減免申請理由	
1	上田市及び上田市内の小・中学校が使用する場合	100%
2	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校((1)に掲げる学校を除く)及び社会福祉関係団体が使用する場合	50%
3	国及び公共団体が使用する場合並びに社会教育関係団体、文化団体その他公共的団体等が公益的活動を目的として使用する場合	50%
4	地域住民の団体が産業の振興及び住民の福祉、厚生、教養並びに文化の向上を図るために使用する場合	50%
5	その他市長が必要と認める場合(部会使用) ※ 冷暖房使用料及び附帯器具使用料については、原則1項の理由以外は、対象とならない。	%

※不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。
上田市真田地域自治センター(ゆきむら夢工房) TEL:72-2204 有線:2042

〔市使用欄〕

上記申請について、許可してもよろしいでしょうか。

課長	観光商工係長	農林振興係長	職員	担当	受付者